平成２６年（フ）第８５２１号
東京都昭島市田中町１丁目６―14―101
債務者　橋北　和子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４１号
東京都中野区上高田１丁目26―６　よつ葉寮
債務者　江森　　功
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５４３号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼３丁目11―74
債務者　稲田　智広
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５５３号
東京都八王子市北野町568―404
債務者　曾我　　透
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５５５号
東京都世田谷区北烏山９丁目15―３―201
債務者　中山利江子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３号
沖縄県うるま市字安慶名61番地３　２階
債務者　比嘉　　泉
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５２号
北海道帯広市西17条南４丁目43番13号　ロワール174―101
債務者　神津　典市
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
北海道広尾郡大樹町字芽武685番地１
債務者　宮本　　彩
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２６年（フ）第９８号
愛知県蒲郡市形原町東上野58番地
債務者　有限会社喜栄丸
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成26年８月18日
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３３号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1185番地２
破産者　富田　哲央
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３５号
香川県観音寺市中田井町1178番地の２
破産者　有限会社小林製材所
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第６８６号
東京都葛飾区東金町１丁目21番３号
破産者　株式会社富和建設
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の８　東和ビル301号、住民票上の住所千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の８　アルブル・ド・ソア301号
破産者　村上　恵介
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３号
新潟県三条市直江町４丁目２番10号
破産者　光星株式会社
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１５０号
愛知県稲沢市増田南町131番地
破産者　有限会社クリーン名古屋
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８０号
愛知県常滑市阿野町２丁目115番地
破産者　株式会社ナガイ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３７号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　株式会社誠和青果
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1300号
破産者　株式会社グッデイホールディングス
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係